

告 示

埼玉県告示第四百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 都市計画の種類及び名称

児玉都市計画道路三・四・二号中央通線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

本庄市児玉町児玉の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、本庄市都市整備部
都市計画課、本庄市経済環境部支所環境産業課

四 縦覧期間

令和六年四月十六日から令和六年四月三十日まで